平成 21 年 12 月 11 日

各　　位

会 社 名　　トレンドマイクロ株式会社
代表者名　代表取締役社長　エバ・チェン
（コード番号 4704　東証第一部）
（URL http://www.trendmicro.co.jp/）
問合せ先　代表取締役 COO 兼 CFO マヘンドラ・ネギ
（ＴＥＬ．03－5334－4899）

コストシェアリング契約の締結に関するお知らせ

当社(親会社)は、連結子会社との間でコストシェアリング契約を締結することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. コストシェアリング導入の背景

現在当社（親会社）は、当社グループにおける重要な無形資産の開発及びそれに付随する費用を全て負担しておりますが、一方で当社グループの無形資産の核である販売目的ソフトウェアの研究開発活動の多くは海外子会社において行われており、また連結売上高に占める海外子会社の売上高の割合は6割を超えております。

このような状況の中、当社だけが無形資産の開発等に係る費用を負担していることは不自然な面もあり、海外子会社も費用を負担するのがより自然であると考えられます。

そこで平成22年1月より、当社グループの事業活動地域を以下の4つに分け、各地域の代表法人が無形資産の開発等に係る費用を分担して負担することを目的とした、コストシェアリング契約を締結することといたしました。

＜地域代表法人＞

北中南米地域	Trend Micro Incorporated (米国子会社)
欧州地域	Trend Micro Ireland Limited（アイルランド子会社）
アジアパシフィック地域	Trend Micro Australia Pty.（豪国子会社）
日本地域	トレンドマイクロ株式会社（当社）

2. コストシェアリングの概要

・ 各地域代表法人は、連結営業利益に対する代表地域内子会社の合計営業利益（グループ内取引を除く）の割合に応じて、無形資産の開発等に係る費用を負担します。

・　各地域代表法人は、平成22年以降に創出される無形資産（新無形資産）について、負担割合に応じた経済的所有権を有することとなります。
・　平成21年以前に当社負担によって開発された無形資産（旧無形資産）の所有権は、当社だけが所有し続け、その経済的価値は平成22年以降も一定期間残存することになります。
・　各地域代表法人は地域内の子会社に対して、無形資産の使用許諾（当社製品の販売ライセンス）を供与し、その対価としてロイヤリティを受け取ります。当該使用許諾には新無形資産及び旧無形資産の使用許諾が含まれます。
・　日本を除く各地域代表法人は、各地域における旧無形資産の使用に対する対価を当社に支払います。
・　コストシェアリング契約の締結に伴い、現在当社と子会社との間で締結されているロイヤリティ契約及び業務委託契約は適宜改廃されます。

3.　業績に与える影響

今期の連結損益及び個別損益に対する影響

コストシェアリング契約は翌期(平成22年会計年度)より導入予定であり、今期（平成21年会計年度）には影響は生じません。

翌期(平成22年会計年度)の個別損益に対する影響

翌期の個別損益の影響については、無形資産の開発等の費用の減少が見込まれる一方、今期まで得ていた全販売子会社からのロイヤリティ売上高が、各地域代表法人から受け取る旧無形資産に対するロイヤリティ売上高に替わり、差し引きではロイヤリティ売上高の減少が見込まれます。その影響額につきましては、費用、売上高の減少額ともに、翌期の各地域の営業成績の結果等に大きく左右されるため、現状算定することが困難ではありますが、過去数年の傾向に基づいた試算では、おおよそ50億円前後の売上高の減少及びおおよそ100億円前後の営業費用の減少が見込まれ、その結果営業利益がおおよそ50億円前後増加することが推測されます。

翌期(平成22年会計年度)の連結損益に対する影響

コストシェアリング契約により影響を受けるのは、連結グループ会社間の内部取引だけであるため、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益について影響は生じません。しかしながら地域代表法人間において利益の移動が起こるため、各地域代表法人間の実効税率の違いにより連結実効税率に影響が出ることが見込まれます。

翌期につきましては、当社（日本法人）の利益が大幅に増加し、その分当社以外の地域代表法人の利益はマイナスとなることが見込まれ、連結実行税率は若干上昇することが見込まれます。翌期以降につきましては、各地域代表法人の実効税率が連結実効税率に、より反映されていくことが見込まれますが、翌期以降の各地域の営業成績結果等により、その影響は変動します。

以上